平成２１年（フ）第１６号
栃木県栃木市片柳町１丁目22番３号
破産者　亡手束宏相続財産
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１号
熊本県天草市深海町727番地９
破産者　山上　富生
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第３２４号
青森市大字諏訪沢字松代57番地３
破産者　株式会社大田鉄筋
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目２番地　１―905、開始決定時の住所東京都多摩市連光寺２丁目33番地の１エクセレント聖蹟桜ケ丘406
破産者　小林　敏夫
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２３９号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目３番１―505号
破産者　藤原　敏雄
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２号
岐阜市中１丁目85　ミノルガーデンパレスＢ202、開始決定時の住所岐阜市萱場町３丁目25番地
破産者　宮田　弘之
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
山口県柳井市柳井1611番地の１
破産者　オーバタケイノベーティブテクノロジィズ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２８号
秋田県鹿角市花輪字扇ノ間71番地10
破産者　シューズショップやなぎやこと　柳澤　功志
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１５７号
青森県弘前市大字大町３丁目５番地１　ＭＫビル501号
破産者　野呂　敏明
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３０１号
埼玉県川口市北原台２丁目22番12号　赤堀ハイツⅡ13号
破産者　木村　弥生
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
長野県上高井郡小布施町大字小布施618番地７
破産者　山口　　勇
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６５号
大阪市北区天神橋３丁目10番30―1109号
破産者　森崎　健二
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９０号
大阪府八尾市久宝寺３丁目15番48―205号、開始決定時の住所大阪府八尾市東山本町５丁目８番48号
破産者　田川　孝良
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１６号
兵庫県西宮市一里山町10番25―509号
破産者　西村　辰雄
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６１号
大阪府八尾市光町２丁目28番地の１　ネオドムール901号、前住所大阪市住吉区長居東４丁目１番５―1001号
破産者　西山　文雄
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２２号
大阪市旭区高殿５丁目13番10―936号
破産者　旭洋プリントこと　日置　三郎
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５２号
千葉県市原市八幡1378番地　吉田守方、申立時の住所大阪市大正区北恩加島１―７―３
破産者　木村　賢治
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部